



第4章

施策の推進

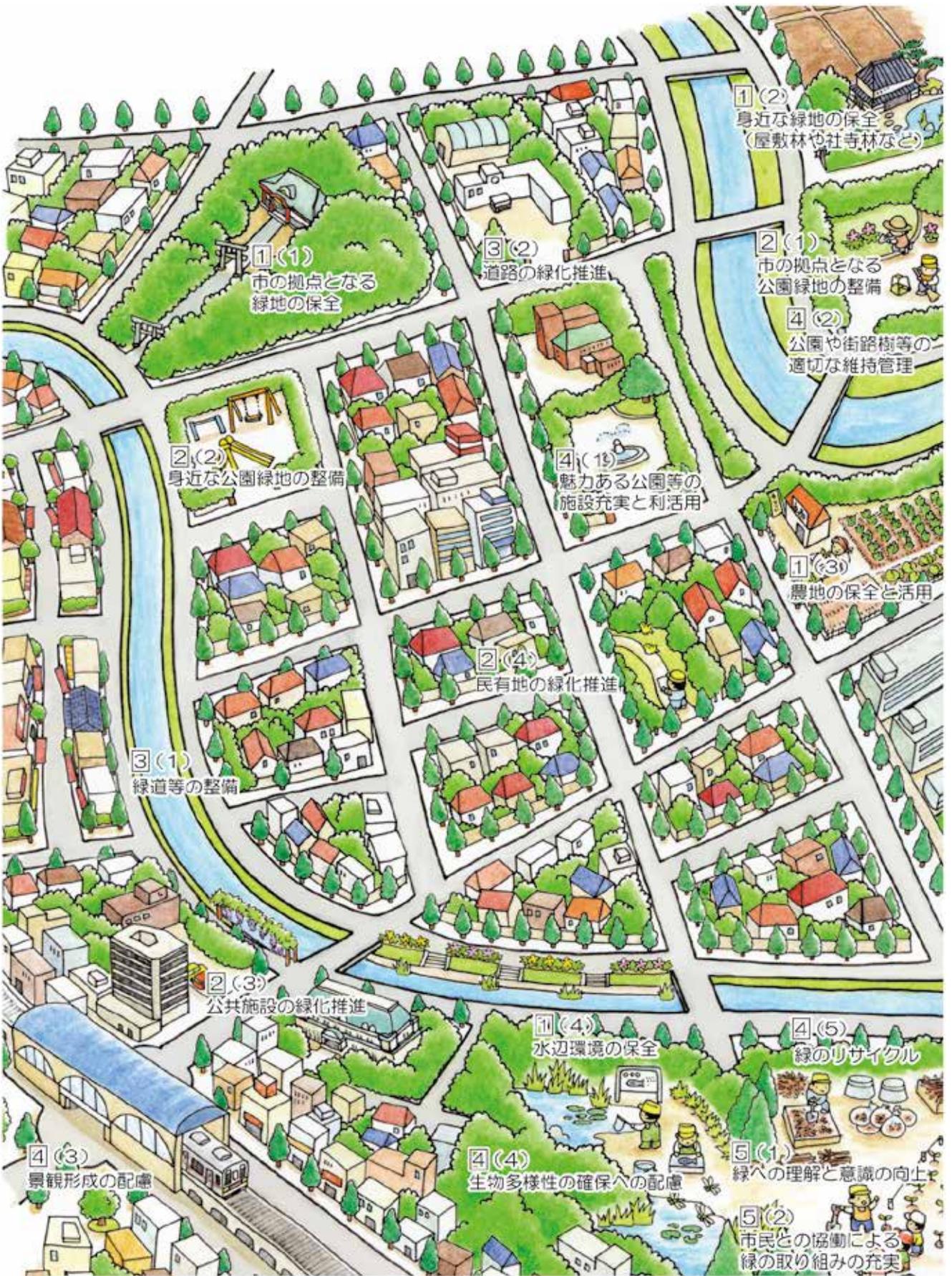
施策の推進	64
① まもる：緑の保全	67
② ふやす：緑の創出	72
③ つなぐ：緑の連携	77
④ 質をたかめる：緑の質の向上	79
⑤ 活動をささえる：緑の活動支援	86

第4章 施策の推進

計画の目標を達成するため、基本方針による5つの柱をもとに、17の基本施策と34の個別施策を展開していきます。

（施策体系）

柱	No.	基本施策	No.	個別施策
① まもる	(1)	市の拠点となる緑地の保全	1	法や条例に基づく緑地の保全
	(2)	身近な緑地の保全	2	屋敷林*や社寺林*などの身近な樹林・樹木の保全
			3	越谷らしい緑の保全と活用
	(3)	農地の保全と活用	4	農地とその周辺の保全と活用
			5	生産緑地地区*の維持・存続・追加
	(4)	水辺環境の保全	6	主要な河川・水路・調節池等の水辺環境の保全
② ふやす	(1)	市の拠点となる公園緑地の整備	7	市の拠点となる公園緑地の整備
	(2)	身近な公園緑地の整備	8	身近な公園緑地の整備
	(3)	公共施設の緑化推進	9	小中学校の緑化推進
			10	公共施設の緑化推進
	(4)	民有地の緑化推進	11	民有地の緑化指導
			12	民有地の緑化支援
			13	商店街の緑化推進
			14	工場・事業所の緑化推進
③ つなぐ	(1)	緑道等の整備	15	河川や水路などと一体となった緑道等の整備
			16	緑道沿いのスポット広場*等の整備
	(2)	道路の緑化推進	17	道路の緑化推進
			18	地域の魅力を高めるスポット広場等の整備
④ 質をたかめる	(1)	魅力ある公園等の施設充実と利活用	19	安全で快適な公園づくりの推進
			20	個性と魅力ある公園等の利活用の促進
	(2)	公園や街路樹等の適切な維持管理	21	緑の機能を活かした公園等の適切な維持管理
			22	街路樹の適切な維持管理
	(3)	景観形成の配慮	23	公共施設の景観形成の配慮
			24	民有地の景観形成の配慮
	(4)	生物多様性*の確保への配慮	25	生息・生育空間のネットワークの形成
			26	希少な動植物等の生育・生息地の保全と復元
			27	公共施設における生物多様性の確保への配慮
	(5)	緑のリサイクル	28	樹木の再利用制度の展開
29			落葉、枯れ枝等の活用	
⑤ 活動をささげる	(1)	緑への理解と意識の向上	30	緑を守り・創り・育てるための情報発信と啓発の推進
			31	緑に対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進
	(2)	市民との協働による緑の取り組みの充実	32	市民との協働による緑の活動の推進
			33	緑に関する顕彰制度の推進
			34	緑に関する環境保全活動の推進



施策の展開イメージ

施策の見方

本計画の施策については、施策の取り組みを担当する課を明確にし、個別施策の具体的な取り組みを推進していきます。

また、基本施策については、市民・事業者ができることを示し、市民・事業者・行政が一体となって、協働による緑のまちづくりを目指します。

（市民・事業者ができることの凡例）

- ：市民ができること
- ：事業者ができること
- ◎：市民・事業者ができること

例

（1）市の拠点となる緑地の保全・・・基本施策

1 法や条例に基づく緑地の保全・・・個別施策

市の拠点となる緑地については、良好な環境保全や景観形成及び生物の生息空間としての役割を有しています。これらの役割を十分果たすため、法や条例で定める緑地に関する保全制度を活用し、緑地の保全に努めます。

・・・個別施策の概要

【施策の取り組み】

（環境保全区域*、鳥獣保護区*の保全：環境政策課）

・・・施策の取り組みを担当する課

※各施策の取り組みを担当する課名は、平成28年4月の組織改定等を踏まえたものとしています。

- ・環境保全区域に指定されている埼玉鴨場周辺、久伊豆神社周辺の自然環境を保全します。
- ・鳥獣保護区に指定されている埼玉鴨場周辺、大吉調節池の自然環境を保全します。
- ・指定された環境保全区域、鳥獣保護区については、地権者や市民の協力を得ながら、適切な維持管理を図ります。

・・・個別施策の具体的な取り組み

➤ [市民・事業者ができること<1>（1）市の拠点となる緑地の保全>]

・・・基本施策について、市民・事業者ができること

- ◎ケヤキなど風土特性のある樹木を保全しましょう。
- ◎樹木の落葉清掃など地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 開発を行う際には、自然環境への影響に配慮して、緑地の保全に努めましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

1 まもる：緑の保全

(1) 市の拠点となる緑地の保全

1 法や条例に基づく緑地の保全

市の拠点となる緑地については、良好な環境保全や景観形成及び生物の生息空間としての役割を有しています。これらの役割を十分果たすため、法や条例で定める緑地に関する保全制度を活用し、緑地の保全に努めます。

【施策の取り組み】

(環境保全区域*、鳥獣保護区*の保全：環境政策課)

- ・環境保全区域に指定されている埼玉鴨場周辺、久伊豆神社周辺の自然環境を保全します。
- ・鳥獣保護区に指定されている埼玉鴨場周辺、大吉調節池の自然環境を保全します。
- ・指定された環境保全区域、鳥獣保護区については、地権者や市民の協力を得ながら、適切な維持管理を図ります。

[市民・事業者ができること<1>(1) 市の拠点となる緑地の保全]

- ◎ケヤキなど風土特性のある樹木を保全しましょう。
- ◎樹木の落葉清掃など地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 開発を行う際には、自然環境への影響に配慮して、緑地の保全に努めましょう。

(凡例) ○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者



市の拠点となる緑地として環境保全区域に指定し、自然環境を保全している「埼玉鴨場」



市の拠点となる緑地として鳥獣保護区に指定し、自然環境を保全している「大吉調節池」*1

*1：「越谷市景観写真コンクール応募作品」転載

（2）身近な緑地の保全

2 屋敷林*や社寺林*などの身近な樹林・樹木の保全

屋敷林や社寺林などの樹林・樹木は、市内の貴重な緑地であり、市内から失われつつあります。これら限られた樹林・樹木を保全するため、保全すべき樹林・樹木を調査し、地権者や近隣住民のご協力をいただきながら保全に努めます。

【施策の取り組み】

（樹林・樹木の調査：公園緑地課）

- ・古くから親しまれてきた身近な樹林・樹木については、所有者のご協力をいただきながら、樹林・樹木の樹種・高さ・面積などを調査し、現況把握に努めます。

（保存樹林・樹木指定の制度化：公園緑地課）

- ・調査結果をもとに、指定対象とする樹木の高さや面積などの基準を定めます。

（保存樹林・樹木の指定：公園緑地課）

- ・保存樹林・樹木の指定制度等により、保全すべき樹木を指定し、保全に伴う維持管理などの支援や近隣住民や市民ボランティアのご協力をいただきながら、樹林・樹木の保全に努めます。

（景観重要樹木*の指定：都市計画課）

- ・地域の景観形成に重要な樹木を保全するため、景観重要樹木の指定を検討します。

（緑化重点地区の指定：公園緑地課）

- ・国や県の緑に関する制度を活用し、緑化重点地区の指定を検討します。



市内の貴重な緑地であり、古くから親しまれた民有地の屋敷林（平方）



市内の貴重な緑地である社寺林（照蓮院）

3 越谷らしい緑の保全と活用

藤助河岸跡、蒲生一里塚、元荒川の桜並木など古くから親しまれてきた越谷らしい緑の資源を保全します。

人々に親しまれ、地域の資産として保存指定した大樹・名木・ゆかりの木等の保存・育成を図っていきます。

【施策の取り組み】

(越谷らしい緑の保全：環境政策課、観光課、公園緑地課)

- ・元荒川の桜並木や葛西用水のハナショウブ、梅林公園の梅など越谷で親しまれている緑の保全に努めます。
- ・藤助河岸跡、蒲生一里塚、市内に点在する社寺林*やその参道並木など古くから親しまれてきた越谷らしい緑の資源を保全し、それらの魅力の向上に努めます。
- ・屋敷林*等の保全活動の一環として、地域の優れた屋敷林をこしがや緑のオアシス*1に認定し、地域へのPRや緑を守る活動の支援に努めます。

※1：こしがや緑のオアシス：越谷市では、平成25年度から市内における緑の維持管理を推進するため、緑の庭・生垣・屋敷林などで特に優れたものを「こしがや緑のオアシス」として認定しています。

(指定天然記念物の保存と活用：生涯学習課)

- ・県や市の文化財として天然記念物に指定されている久伊豆神社のフジや越谷アリタキ植物園のラクウショウなどを後世に継承するため、保存と活用に努めます。

[市民・事業者ができること <①(2)身近な緑地の保全>]

- ◎樹林地などの身近な緑地空間の保全に努めましょう。
- ◎ケヤキなど風土特性のある樹木を保全しましょう。
- ◎樹木の落葉清掃など地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◎天然記念物に指定されている樹木の保護の取り組みに協力しましょう。
- ◎樹林地などへの不法投棄の防止に協力しましょう。
- 開発を行う際には、自然環境への影響に配慮して、緑地の保全に努めましょう。

(凡例) ○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者



古くから親しまれてきた越谷らしい緑の資源である「蒲生一里塚」



越谷らしい緑として親しまれているハナショウブ（葛西用水）

(3) 農地の保全と活用

4 農地とその周辺の保全と活用

良好な自然環境や景観形成、保水・遊水機能といった多面的機能を有する農地は、農業者や関係機関の理解と協力を得ながら、保全と有効活用を図ります。

【施策の取り組み】

（優良農地の保全と有効活用：農業振興課）

- ・農地の保全や有効活用のため、必要な情報を電算システムとして構築し、優良農地が存在する区域を中心とした農地の利用集積を推進します。
- ・保全すべき農地への支援策を検討します。

（遊休農地*の有効活用：農業振興課）

- ・遊休農地については、農業委員会を中心に現状把握に努め、荒廃農地*を再生し、有効活用に向けた取り組みを検討します。

5 生産緑地地区*の維持・存続・追加

まちなかの緑のオープンスペースとして、都市計画に定められた生産緑地地区は、災害の防止など良好な都市環境を形成します。これら貴重な生産緑地地区の維持・存続を図るとともに、追加指定を検討します。

【施策の取り組み】

（生産緑地地区の維持・存続・追加：公園緑地課）

- ・近年、減少傾向にある生産緑地地区については、地権者の協力のもと、市街地における継続的な営農が図れるよう、維持・存続に努めます。また、より良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区の追加指定を検討します。

[市民・事業者ができること <① (3) 農地の保全と活用>]

- 農業体験に参加し、農業に対する理解を深めましょう。
- ◎農業者との意見交換の場に参加しましょう。
- ◎地域の農業を支援する活動に参加しましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

(4) 水辺環境の保全

6 主要な河川・水路・調節池等の水辺環境の保全

河川改修や治水整備と合わせて、親水拠点となる水辺環境の整備に取り組みます。また、生物多様性*の確保に配慮し、水辺の生息空間となっている調節池などのあるビオトープ*の保全に努めます。

【施策の取り組み】

(河川・水路における水辺環境の保全：環境政策課、農業振興課、治水課、公園緑地課)

- ・水郷越谷の主要な河川・水路に沿って、良好な水辺環境を形成するため、緑地と一体的な環境整備に努めます。
- ・緑地軸形成の中心となる河川・水路の水質浄化や環境美化に取り組み、市民の協力を得ながら、自然堤防上の樹林地と合わせた水辺環境の保全を図ります。

(調節池等における自然環境保全の推進：環境政策課、公園緑地課)

- ・市民と生物がふれあえる空間を形成するため、大相模調節池（レイクタウン）や大吉調節池などにある生き物の生息空間となっているビオトープなどの水辺環境の保全に努めます。

[市民・事業者ができること <① (4) 水辺環境の保全>]

- 市民参加による河川清掃・美化活動に参加しましょう。
- ◎河川・水路・緑道の維持管理活動に参加しましょう。
- ◎河川・水路・緑道でゴミのポイ捨てはせずに、自ら持ち帰りましょう。

(凡例) ○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者



水辺の生息・生育空間となっている「大相模調節池（ビオトープ）」



水辺環境の保全のための河川環境美化活動（元荒川、葛西用水）

2 ふやす：緑の創出

(1) 市の拠点となる公園緑地の整備

7 市の拠点となる公園緑地の整備

防災活動やスポーツ・レクリエーション、コミュニティの場の拠点となる都市基幹公園などの公園を整備します。また、緑豊かな環境の中で、自然観察や自然とのふれあいなど、様々な利用を考慮した整備を進めます。

【施策の取り組み】

(都市基幹公園などの整備：危機管理課、公園緑地課)

- ・ 防災活動拠点としての観点から、延焼を防止するための樹木の配置・樹種の選定に配慮し、遊水機能を持った公園整備を進め、防災備蓄倉庫や耐震性飲料貯水槽*1を備えた避難場所として役立つよう、整備を進めます。
- ・ 整備にあたっては、公園利用の多様化に答え、緑豊かな環境の中でスポーツ・レクリエーションや散策ができる広場や生物多様性*の確保に配慮した自然とのふれあいの場となるビオトープ*など、様々な利用ができる公園の整備に努めます。
- ・ 緑の保全・創出による潤いのある景観に配慮した整備に努めます。
- ・ 市民の誰もが安全で、快適に利用ができ、緑の効用を享受できる場となるよう、高齢者や障がい者に配慮した公園づくりに努めます。
- ・ 整備後は、公園の周知に努め、市民の公園利用を促進します。

[市民・事業者ができること <2 (1) 市の拠点となる公園緑地の整備>]

- 公園整備についての説明会に参加しましょう。
- 整備された公園を積極的に利用しましょう。

(凡例) ○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者



防災活動拠点として遊水機能も持つ「越谷総合公園（池）」



市の拠点として、スポーツ・レクリエーションができる「しらこぼ運動公園」

*1 耐震性飲料貯水槽：水道管に接続され、通常時には水が循環し、災害時には遮断され、1基あたり100㎡の水道水が確保できる貯水槽のこと。

(2) 身近な公園緑地の整備

8 身近な公園緑地の整備

市域に偏りなく、市民の誰もが歩いていける範囲（半径 250m程度圏内）にバランスよく、公園緑地を確保し、地域のニーズに応えた特色のある整備に努めます。

【施策の取り組み】

（住区基幹公園などの整備：公園緑地課）

- ・ 日々の暮らしの中で利用し憩える場所、災害時の一時避難場所として、市域に偏りのないように歩いていける範囲にバランスよく、公園の整備に努めます。
- ・ 市民の誰もが安全で、快適に利用ができ、緑の効用を享受できる場となるよう、高齢者や障がい者に配慮した公園づくりに努めます。
- ・ 市街地などの公園の少ない地区については、借地によるふれあい公園などの制度の活用にも努めます。
- ・ 整備にあたっては、地域のニーズに応え、地域の特色を生かしながら、地域に親しまれる個性的な公園づくりに努めます。
- ・ 整備後は、地域に愛着のある公園として市民との協働による維持管理に努めます。
- ・ 整備後は、公園の周知に努め、市民の公園利用を促進します。

〔市民・事業者ができること <② (2) 身近な公園緑地の整備>〕

- 公園整備についての説明会に参加しましょう。
- 地域のコミュニティの場として整備された公園を積極的に利用しましょう。
- ◎地域での公園維持管理活動に参加しましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者



地域の意見を参考にしながら、整備した「東越谷七丁目みどりの公園」



地域の憩いの場所や避難場所となっている「緑の森公園」

（3）公共施設の緑化推進

9 小中学校の緑化推進

小中学校においては、地域の特性や周辺の状態を踏まえて、環境教育の場や地域のコミュニティの場となるよう緑化を推進し、身近な緑の形成に努めます。

【施策の取り組み】

（小中学校の緑化推進：環境政策課、学校管理課、指導課）

- ・ 地域を行きかう誰もが緑の効用を享受できるようにするため、小中学校の外周部の緑化に努めます。
- ・ 学校内の植栽地や花壇などに樹木や草花を積極的に植えます。
- ・ 緑に親しみ、教室に日かげをつくることのできる緑のカーテン※1*を支援します。
- ・ 児童の環境教育の場として、学校ビオトープ*の維持管理に努めます。

※1：緑のカーテン：ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物をネットにはわせ、窓の日差しを遮り、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。

10 公共施設の緑化推進

地域の主要な公共施設（市役所、地区センター、駅前広場など）においては、人々の出逢いやふれあいの空間を創出するため、在来種などの樹木選定に配慮しながら、地域の特性を生かした緑化を推進します。

【施策の取り組み】

（公共施設の緑化推進：庁舎管理課、市民活動支援課、道路建設課、公園緑地課）

- ・ 市役所・地区センター・駅前広場などの公共施設においては、人々の出逢いやふれあいの空間を創出するため、植樹帯や花壇、コンテナを利用し、在来種などの樹木選定に配慮しながら、地域のシンボルツリーや草花を植え、積極的な緑化に努めます。
- ・ 地域を行きかう誰もが緑の効用を享受できるようにするため、公共施設の外周部の緑化に努めます。
- ・ 緑化が困難な場所は、屋上緑化*や壁面緑化*などを検討します。
- ・ 地域の協力のもと、花いっぱい運動など緑化活動を推進し、公共施設の緑化を図ります。

〔市民・事業者ができること <2 (3) 公共施設の緑化推進>〕

◎地域における公共施設の緑化活動に積極的に参加・協力しましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

(4) 民有地の緑化推進

11 民有地の緑化指導

まちづくりと合わせて良好な都市環境を形成するため、民有地の緑の充実を図り、開発等に対しては、まちの整備に関する条例*に基づき、公園や緑化整備を指導します。また、開発等に伴う緑化を推進し、在来種などの樹木選定を配慮するなど条例内容等の見直しを検討します。

【施策の取り組み】

(民有地の緑化指導・誘導：都市計画課、公園緑地課)

- ・ 開発時にまちの整備に関する条例に基づき、公園や緑化整備を指導します。
- ・ 地区計画*¹区域内については、地域の特性に合わせてまちに潤いを与える生垣等の緑化を誘導します。
- ・ 開発等に伴う緑化を推進し、在来種などの樹木選定を配慮するなど条例に伴う技術基準などの見直しを検討します。
- ・ 緑化の確保が困難な箇所は、屋上緑化*や壁面緑化*を促すよう指導します。

12 民有地の緑化支援

民有地の緑化を促進するため、市から記念樹や苗木の配布を行い、民有地への緑化や花づくりを支援します。また、市民・事業者と協力して緑地協定*²や建築協定*³などを活用した地域による緑のまちづくりを推進します。

【施策の取り組み】

(民有地の緑化支援：環境政策課、都市計画課、建築住宅課、公園緑地課)

- ・ 市から記念樹や苗木の配布を行い、民有地への緑化や花づくりを促進します。
- ・ 市でリサイクルした腐葉土などを市民へ提供するなどの方法により、民有地の緑化を促進します。
- ・ ゴーヤの苗の配布や育て方の講習などにより緑のカーテン*の普及を図ります。
- ・ 民有地の生垣・庭・屋敷林*における優良な緑化活動に対して、「こしがや緑のオアシス」を認定します。
- ・ 緑地協定や建築協定、景観協定*⁴を活用し、市民・事業者と協力して、緑のまちづくりの推進を図ります

(※1,2,3,4：計画、協定について)

名称	根拠法令	計画、協定の概要	市内指定地区数 (平成27年4月1日現在)
地区計画	都市計画法	個性豊かで魅力に満ちた市街地を形成するため、地区に応じたきめ細やかなまちのルールを定めることができるもので、かき又はさくなどの構造の制限等により、地区にふさわしい緑のまちづくりを図るものです。	19地区
緑地協定	都市緑地法	土地所有者等の合意によって、植栽する樹木の種類や場所など基準を定め、地域の良好な環境形成を図るものです。	32地区
建築協定	建築基準法	地区の生活環境の向上・維持を図るため、地区ごとに道路沿いの生垣や花壇の設置などの制限を定め、敷地の植栽により、潤いのある環境形成を図るものです。	11地区
景観協定	景観法	地区の住環境の維持・向上を図るため、土地の所有者等の合意によって、敷地内の緑化等の基準を定め、潤いのある環境形成を図るものです。	1地区

13 商店街の緑化推進

人々が行きかう商店街については、にぎわいややすらぎ、親しみやすさを演出するような緑の導入を推進します。

【施策の取り組み】

（商店街の緑化推進：産業支援課）

- ・商店街のにぎわいややすらぎ、親しみやすさを演出するため、助成制度^{※1}の活用を促進し、フラワーボックスやコンテナツリーなどの設置を行うなど、緑化や花植えによる景観形成を図ります。

※1：商店街活性化のための助成制度：商店街の活性化を促進するため、街路樹や花壇などの商店街環境施設の整備や花植え活動に対して、補助金を交付します。

14 工場・事業所の緑化推進

工場・事業所については、外周部への緑化、緑地帯の設置を中心に緑をつくり、地域の環境形成の寄与に努めていきます。

【施策の取り組み】

（工場・事業所の緑化推進：産業支援課、公園緑地課）

- ・大規模工場や産業団地の新設や建替え時等の際には、周辺的环境保全に配慮し、外周部を中心に緑の確保を進めるよう指導^{※2}を行います。また、緑地協定などを活用し、緑のまちづくりの推進を図ります。
- ・中小規模の工業・事業者についても、状況に応じた緑化の推進を促します。

※2：工場立地法^{*}に基づく緑化指導：工場立地法に基づき、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、敷地面積の20%以上の緑化整備を指導します。

[市民・事業者ができること <② (4) 民有地の緑化推進>]

○記念樹・苗木の配布や地域団体への草花の配布などを活用し、積極的に緑化しましょう。

◎生垣の設置や庭・ベランダなどの敷地内の緑化に努めましょう。

◎敷地や建物に緑のカーテン^{*}や壁面・屋上緑化^{*}に努めましょう。

◎身近な緑を創出するため、地域の社会貢献活動に努めましょう。

◎緑地協定^{*}や建築協定^{*}を活用し、良好な環境を維持するため、民有地の緑化に努めましょう。

●開発の際、法や条例などに基づき、積極的な緑化に努めましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

3 つなぐ：緑の連携

(1) 緑道等の整備

15 河川や水路などと一体となった緑道等の整備

人と自然の共生する水辺空間を創出するため、水郷越谷の特徴である河川、水路などと一体となった緑道等の整備を進めます。さらに、緑の機能を最大限に発揮するため、河川沿いの緑道や幹線道路の街路樹を緑地軸とした水と緑のネットワークを形成していきます。

【施策の取り組み】

(水と緑のネットワーク形成：治水課、公園緑地課)

- ・河川整備の時期に合わせた緑道・河川緑地*を整備し、多くの市民が水と緑にふれあい、人と自然が共生する水辺空間を創出した水と緑のネットワークを形成します。
- ・緑地軸、補助緑地軸等に位置づけされている緑道と近接した公園を結び、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(河川や水路などと一体となった緑道等の整備：農業振興課、治水課、公園緑地課)

- ・河川や水路の整備と合わせ、市民の健康増進のため、散策や休息の場として利用できる緑道の整備を図ります。
- ・いきものとふれあえる空間を形成するため、水辺環境に配慮した多自然川づくり*1を推進します。

16 緑道沿いのスポット広場*等の整備

緑道沿いには余剰地を活用したスポット広場などの整備に努め、緑地環境の充実を図ります。

【施策の取り組み】

(スポット広場等の整備：農業振興課、治水課、公園緑地課)

- ・河川や水路の余剰地に、緑道での憩いや休息の場として、スポット広場などの整備に努め、緑地環境の充実を図ります。

[市民・事業者ができること <3 (1) 緑道等の整備>]

◎水と緑の軸となる緑道を積極的に利用しましょう。

(凡例) ○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

*1 多自然川づくり：河川全体の自然の営みを考慮し、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する河川の管理のこと。

（2）道路の緑化推進

17 道路の緑化推進

道路整備に合わせて、道路の緑化を推進します。幹線道路については、歩道空間を活用し、緑を導入した快適で景観に優れた道路整備を図ります。

【施策の取り組み】

（駅周辺や幹線道路の緑化：道路建設課）

- ・ 駅周辺や幹線道路などでは、歩道空間・沿道空間を活用し、地域のシンボルツリーや街路樹などの緑を導入し、快適で景観に配慮した整備に努めます。
- ・ 街路樹の樹種は、空間の広がりに応じて、路線の連続性や地域性及び在来種を考慮しながら選定し、維持管理に配慮した緑化を推進します。

18 地域の魅力を高めるスポット広場*等の整備

地域の魅力をより向上させるため、道路沿いの周辺施設を活かしたスポット広場の整備や景観形成を図ります。

【施策の取り組み】

（道路沿いのスポット広場等の整備：道路建設課）

- ・ 道路沿いにゆとりの空間の確保に努め、余剰地や沿道にある樹木などの環境資源を活かしたスポット広場を整備することで、道すじの魅力を高めます。
- ・ 道路規格に応じた緑の導入方法の工夫や区間を限定した緑化、バス停や公共公益施設と一体となった整備などに努め、快適な緑の整備に努めます。

[市民・事業者ができること <③ (2) 道路の緑化推進>]

◎道路の余剰地に草花などによる緑化を進めましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者



沿道空間を活用し、緑を取り入れた
「越谷レイクタウン駅（北口）」



歩道空間を活用し、緑の拠点をつな
ぐ街路樹（青葉通り・東越谷）

4 質をたかめる：緑の質の向上

(1) 魅力ある公園等の施設充実と利活用

19 安全で快適な公園づくりの推進

誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進し、計画的な施設の改修・更新を行い、施設のバリアフリー化*を図ります。

【施策の取り組み】

(公園等の施設充実：公園緑地課)

- ・誰もが安全で安心して利用できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*¹や関係条例に基づき、トイレや園路広場などのバリアフリー化*を図ります。
- ・公園施設を定期点検し、計画的な施設の改修・更新を図ります。
- ・ふれあい公園*については、地域の多目的広場として、快適な利用環境を整えます。

20 個性と魅力ある公園等の利活用の促進

市民にとって休息や憩い、スポーツ・レクリエーション、コミュニティの場として積極的な利用が図れるように努めます。

【施策の取り組み】

(公園等の利活用の促進：公園緑地課、スポーツ振興課)

- ・自然の緑が織り成す四季折々の季節を感じる場、動植物とのふれあいの場として、日本庭園花田苑・キャンベルタウン野鳥の森・越谷アリタキ植物園などの公園施設の利用を促進します。
- ・地域の活性化を図るため、市民にとって休息や憩い、スポーツ・レクリエーション、コミュニティの場を形成し、公園やイベントの情報を提供することにより、利用を促進します。

[市民・事業者ができること <4(1) 魅力ある公園等の施設充実と利活用>]

- ◎市内にある公園や緑道を積極的に利用しましょう。
- ◎遊具などの公園施設を利用する際は、ルールを守って使いましょう。
- ◎市のイベントや地域のお祭りなどの催しに積極的に参加しましょう。

(凡例) ○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

*1 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：トイレや園路広場などの公園施設をバリアフリー化することで、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、公共の福祉の増進を目的とした法律のこと。

『越谷市における公園内の主な施設』

○日本庭園花田苑（所在地：花田六丁目6番地2 TEL：048-962-6999）

日本の情緒と風情を静かに味わえる廻遊式池泉庭園で、園内には桜や梅などさまざまな樹木が植えられており、季節ごとに日本の伝統美を堪能できます。木橋、石橋、飛び石などが点在し、豆砂利の歩道があり、園内を一周できます。四季折々の風情が楽しめる本格的な日本庭園です。



○キャンベルタウン野鳥の森（所在地：大吉 272-1 TEL：048-979-0100）

オーストラリアのキャンベルタウン市との姉妹提携 10 周年を記念して開設された施設です。キャンベルタウン市から寄贈されたオウム類のキバタンやオカメインコなどのほか、市の鳥であるシラコバトを見ることができます。また、ベネットアカクビワラビーやエミューのエリアもあります。



○越谷アリタキ植物園（所在地：越ヶ谷 2563-1）

市に遺贈された故・有瀧龍雄氏の植物園を整備し、新たに市の植物園として開園しました。市の天然記念物に指定されている北米原産のラクウシヨウをはじめ、幹周り 4m 以上もある巨樹シナサワグルミや多種のツバキなど、暖温帯性の樹木を中心に約 300 種、約 1200 本が植えられています。



(2) 公園や街路樹等の適切な維持管理

21 緑の機能を活かした公園等の適切な維持管理

公園や緑道を快適に利用できるようにするため、地域の実情に応じて、緑の機能を活かした除草や樹木の剪定等を行い、適切な維持管理に努めます。

【施策の取り組み】

(公園・緑道の適切な維持管理：公園緑地課)

- ・ 緑の機能を活かしながら、だれもが安全で安心して利用できるよう、定期的な除草や清掃作業を行います。
- ・ 樹木が繁茂している公園については、防犯や隣接する敷地、道路の通行及び樹形などに配慮した樹木の剪定を行い、適切な維持管理に努めます。
- ・ 公園内の防虫や落葉清掃については、必要に応じて行います。

22 街路樹の適切な維持管理

街路樹の維持管理については、地域の実情に応じて、樹種や時期を考慮した剪定や落葉清掃に努めます。

【施策の取り組み】

(街路樹の適切な維持管理：維持管理課)

- ・ 隣接する敷地や道路の通行及び樹形などに配慮し、計画的な剪定を行います。
- ・ 街路樹の防虫や落葉清掃については、必要に応じて行います。

[市民・事業者ができること <4 (2) 公園や街路樹等の適切な維持管理>]

- ◎公園や緑道の維持管理活動に協力しましょう。
- ◎街路樹の落葉清掃などに協力しましょう。
- ◎道路沿いの花壇やフラワーボックスの維持管理に協力しましょう。
- ◎ポイ捨ては行わず、ごみは自ら持ち帰りましょう。

(凡例) ○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

（3）景観形成の配慮

23 公共施設の景観形成の配慮

景観形成の骨格となる公共施設については、まちの個性を高め、市民にとって愛着のある施設として、景観形成に配慮したシンボルツリーの植樹や施設と連続性のある良好な緑を確保した景観形成に努めます。

【施策の取り組み】

（公共施設の整備に伴う景観形成の配慮：庁舎管理課、市民活動支援課、道路建設課、都市計画課、公園緑地課）

- ・公園や緑道などは、地域特性に配慮し、自然と調和した整備により良好な景観形成に努めます。
- ・主要道路等は、電線類の地中化を行い、植栽帯を確保することで、道路からの良好な眺望が見られる景観に配慮します。
- ・公共建築物などの整備においては、街並みのデザインを誘導するような、質の高い施設となるよう、景観に配慮します。

24 私有地の景観形成の配慮

越谷市景観計画に基づき、市街地の周辺に残る農地や屋敷林*の景観を大切にし、緑の保全・創出による潤いのある景観形成を図ります。開発時には景観計画等に基づき、緑の保全・活用を含めた景観形成についての誘導を図ります。

【施策の取り組み】

（越谷らしい景観形成の配慮：都市計画課、公園緑地課）

- ・屋敷林や社寺林*などの資源を保全・活用するとともに、良好な集落地景観の誘導を図り、歴史や自然環境に調和した都市景観を創造していきます。

（開発に伴う景観形成の配慮：都市計画課）

- ・良好な街並みを形成するため、景観計画及び景観条例に基づき、建物や工作物等の形態や色彩などのルールに配慮するよう誘導します。

【市民・事業者ができること <④ (3) 景観形成の配慮>】

- ◎地域の環境美化活動に参加するなど、田園・風土的な景観を損なわないように努めましょう。
- ◎越谷らしい景観が広がる河川周辺や水田・集落地等の自然的空間を確保するための活動へ参加しましょう。
- ◎良好な景観形成を図るため、建築協定*、景観協定*などを活用し、協働による景観の創造に協力しましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

(4) 生物多様性*の確保への配慮**25 生息・生育空間のネットワークの形成**

水と緑のネットワークの形成や緑地空間の拡大を進め、生物多様性を確保するため、生物多様性の確保に配慮した生息・生育空間のネットワークの形成に努めます。

【施策の取り組み】

(生息・生育空間の現況調査：環境政策課、公園緑地課)

- ・生息・生育空間のネットワークを形成するため、多様な動植物の調査研究やマップ作成を検討します。
- ・調査結果から分析・評価し、課題整理に努めます。

(生息・生育空間のネットワークの形成：環境政策課、公園緑地課)

- ・水と緑のネットワークを活かしながら、生物多様性の確保に配慮した生息・生育空間のネットワークの形成を検討します。

26 希少な動植物等の生育・生息地の保全と復元

コシガヤホシクサ*、キタミソウ*、在来種フジバカマ*、シラコバト*などの越谷らしい希少な動植物の生育・生息地を保全します。

【施策の取り組み】

(希少な動植物の保全と復元：環境政策課、公園緑地課)

- ・コシガヤホシクサ、キタミソウ、在来種フジバカマなど市に関わりの深い希少な植物について、その生育が維持されるよう、生育地を復元し、環境保全に努めます。
- ・ホタルやシラコバトなど市内ではほとんど見られなくなった生き物の保護に努めます。
- ・特定外来植物*¹による生活環境被害の防止や生態系への悪影響の防止に努めます。

*1 特定外来植物：「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」により指定される、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある植物のこと。

27 公共施設における生物多様性*の確保への配慮

公園や学校などの公共施設の整備にあたり、自然と共生したビオトープ*などの整備を検討し、利用者や児童が生き物とふれあえる環境づくりを進め、生物多様性の確保に配慮します。

【施策の取り組み】

（公園整備に伴う生物多様性の確保への配慮：公園緑地課）

- ・公園の樹木や水辺空間を活用し、自然への親しみや生物多様性の確保に配慮します。
- ・公園整備に伴う樹木の植樹については、自然環境や在来種に配慮した樹木を選定します。

（学校における生物多様性の確保への配慮：指導課）

- ・生物多様性の重要性を学ぶ場となるよう学校ビオトープ*の維持管理に努め、児童へ生物多様性に関する教育の場を提供します。

[市民・事業者ができること <④ (4) 生物多様性の確保への配慮>]

- ◎在来種フジバカマ*、キタミソウ*など越谷の貴重な植物の保全に協力しましょう。
- ◎生き物の生育・生息環境を保全・創出するため、生垣の設置や植樹に取り組みましょう。
- ◎地域の河川・水路清掃活動に積極的に参加しましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者



希少な動物として保護に努めている市の鳥（越ヶ谷のシラコバト）



生き物とふれあえる学習の場となっている学校ビオトープ（大袋東小）

(5) 緑のリサイクル

28 樹木の再利用制度の展開

既存樹木を再利用する制度を展開し、開発・建て替え等の場合に、既存樹木の存続、再利用に努めます。

【施策の取り組み】

(樹木の再利用制度の検討：公園緑地課)

- ・開発や建築、建て替え時等に既存樹木の存続を図り、緑が必要な場所での活用を図る「樹木のリサイクル」制度を検討します。
- ・「樹木のリサイクル」制度については、当該樹木を市の圃場^{ほじょう}*1等に引き取り一時養生し、緑化等のために樹木を必要としている方への再利用を検討します。
- ・引き取った樹木を必要に応じて、既存樹木の樹種に配慮しながら公園や緑道へ移植します。

29 落葉、枯れ枝等の活用

公園の樹木や街路樹から出る落葉や枯れ枝等を腐葉土として市民へ提供するなど、資源としての有効活用を図ります。

【施策の取り組み】

(落葉、枯れ枝等の活用：維持管理課、公園緑地課)

- ・公園の樹木や街路樹から出る落葉や枯れ枝の堆肥化やウッドチップ化^{*2}による有効活用を検討します。
- ・伐採した樹木について、ベンチに加工するなど、必要に応じて有効利用を図ります。
- ・落葉から腐葉土をつくり、花壇やプランターの肥料として提供し、有効活用を図ります。

[市民・事業者ができること <④ (5) 緑のリサイクル>]

- ◎不要になった樹木を市へ提供しましょう。
- ◎花植えなどの際、市からの腐葉土や堆肥を有効活用しましょう。

(凡例) ○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

*1 圃場：水田や畑地、樹園地、牧草地などのこと。

*2 ウッドチップ化：街路樹や公園の樹木を伐採・剪定した際に出た幹・枝などを細かく砕いて小片にすること。雑草生長の抑制や利用者の歩行における負担軽減などを図るために利用される。公園では、園路などでウッドチップが利用されることがある。

5 活動をささえる：緑の活動支援

(1) 緑への理解と意識の向上

30 緑を守り・創り・育てるための情報発信と啓発の推進

市民が身近な緑や地域の環境に対する関心を高めるため、緑に関する情報を発信し、啓発活動を推進します。また、改定した緑の基本計画に基づく、緑に関する取り組みの周知に努めます。

【施策の取り組み】

（緑に関する情報発信：環境政策課、公園緑地課）

- ・苗木の無料配布や梅の実収穫体験などのイベント情報や維持管理団体*の登録制度など、緑に関する情報を広報誌やホームページで積極的に発信します。
- ・協働フェスタなどで維持管理団体制度や活動を紹介し、市民との協働による維持管理の充実に努めます。
- ・緑の基本計画に基づく、緑に関する市の取り組みの周知に努めます。
- ・緑に関する市民活動団体の状況を把握し、市民に情報提供する体制を整えます。

（緑に関するイベントや自然観察会等の実施：環境政策課、公園緑地課）

- ・緑に対する理解を深めるため、苗木の無料配布や梅の実収穫体験など、緑に関するイベントを開催し、イベント内容の充実に努めます。
- ・緑とふれあう機会を提供するため、自然観察会等を実施します。

31 緑に対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進

緑への関心を高め、緑化活動への参加を広げるため、専門の技術者から知識や経験を学び、後継者の育成を図ります。

【施策の取り組み】

（緑に関するシンポジウムや講演会の実施：環境政策課、公園緑地課）

- ・緑化活動の普及を図るため、専門の技術者から知識や経験を学び、活動の支援・充実に努めます。
- ・環境講演会や市民環境セミナー*1等を開催します。

【市民・事業者ができること <5 (1) 緑への理解と意識の向上>】

- ◎市が主催するイベントに積極的に参加しましょう。
 - ◎緑に関する市の取り組みを知り、地域の緑の保全や創出に協力しましょう。
 - ◎緑の機能や効果について理解を深めるため、シンポジウムや講演会等に積極的に参加しましょう。
 - ◎専門の技術者から知識や経験を学び、様々な緑化活動に参加しましょう。
- （凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者

*1 市民環境セミナー：市民参加型の身近な環境調査や環境活動の内容を発表するセミナーのこと。

(2) 市民との協働による緑の取り組みの充実

32 市民との協働による緑の活動の推進

維持管理団体*、自治会及び各地区コミュニティ推進協議会との協働により、適切な公園や緑道の維持管理に努めます。

【施策の取り組み】

(緑の活動への支援：公園緑地課)

- ・維持管理団体制度*など緑に関する制度の活用を図り、緑の活動を推進します。
- ・維持管理活動している団体に維持管理に伴う消耗品や種苗を支給するなど、緑化活動を支援し、団体登録の増加に努めます。

(団体間交流の実施：公園緑地課)

- ・団体との交流については、定期的に意見交換会を行い、緑の活動の向上に努めます。

※：維持管理団体制度：公園や緑道を安全かつ快適に利用できる環境をつくるため、自治会等の団体が登録を行い、市民との協働によるまちづくりを推進する制度。

33 緑に関する顕彰制度の推進

公園等の維持管理や自然環境の保全などに貢献した方々を顕彰する制度をつくり、推進します。

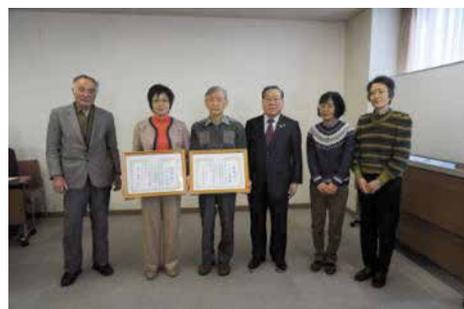
【施策の取り組み】

(緑に関する顕彰制度の推進：公園緑地課)

- ・公園等の維持管理や自然環境の保全などに貢献した方々を顕彰する制度を検討し、推進することで、活動の充実を図り、さらなる緑地保全や緑化推進の向上を図ります。



市民との協働による維持管理団体の活動（平方公園）



緑に関する顕彰制度の推進
(維持管理団体への感謝状贈呈)

34 緑に関する環境保全活動の推進

市民や事業者などとの協働により、緑の持つ役割を幅広く周知、啓発するとともに緑に関する環境保全活動と情報ネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進していきます。

【施策の取り組み】

（緑に関する環境保全活動の推進：環境政策課、農業振興課、公園緑地課）

- ・ 環境ボランティアの育成と支援を検討します。
- ・ 市民参加型の「身近な環境調査」の実施を推進します。
- ・ 環境活動を発表する場を設け、環境活動の内容を公表します。
- ・ 環境保全活動団体との連携を図ります。
- ・ 農地の役割について理解を深め、市民全体で農業を支える仕組みをつくりま

す。

〔市民・事業者ができること<5> (2) 市民との協働による緑の取り組みの充実〕

◎緑に関する制度を活用し、緑の保全・創出に努めましょう。

◎緑に関するボランティア活動に積極的に参加しましょう。

（凡例）○：市民 ●：事業者 ◎：市民・事業者



市民参加型の身近な環境調査を実施し、緑に関する環境保全活動を推進しています。



環境活動の発表（環境大会）により、緑に関する環境保全活動を推進しています。